

雇児総発第0829002号
障障発第0829001号
平成20年8月29日

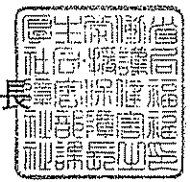
都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長



厚生労働省社会・援護局

障害保健福祉部障害福祉課長



児童福祉施設等に設置している遊具の安全確保について

日頃より児童福祉行政の推進につきましては、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

この度、別添1のとおり、国土交通省都市・地域整備局公園緑地・景観課長（以下「国土交通省課長」という。）より、「「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂版）」について（平成20年8月26日国都公景第21号通知）」が発出されました。この指針は、都市公園における遊具の安全確保に関するものですが、子どもの遊びや遊具の安全性・事故等に関する基本的な内容を示したものであることから、これまでも児童福祉施設等において参考としてきたところです。各都道府県、指定都市、中核市民生主管部（局）におかれては、管内児童福祉施設等及び市町村に対して、それぞれの児童福祉施設等に設置されている遊具の事故防止対策に本指針を活用していただくよう周知方よろしくお願いいたします。

また、この指針の改訂とあわせて、社団法人日本公園施設業協会により「遊具の安全に関する規準JPFA-S:2008」が策定された旨、国土交通省課長より通知（別添2）がありましたので、併せてお知らせします。

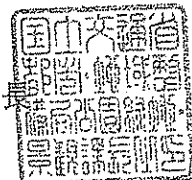


別添 1

国都公景第 2 1 号
平成 2 0 年 8 月 2 6 日

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長 殿

国土交通省都市・地域整備局公園緑地・景観課長



「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂版）」について

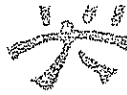
今般、別添のとおり「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂版）」を策定したので、貴職へお知らせいたします。

なお、本件については各地方公共団体都市公園管理担当部局長あてにも通知（平成 2 0 年 8 月 2 6 日国都公景第 2 0 号公園緑地・景観課長通知）し、今後の都市公園の安全管理にあたって参考していただきたい旨お願いしたことも併せてお知らせいたします。

■「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」の入手方法

○国土交通省ホームページからのダウンロード

- ・国土交通省公園緑地・景観課のホームページ内
「個別施策」→「都市公園における遊具の管理」
(<http://www.mlit.go.jp/crd/city/park/index.html>)



別添 2

国都公景第 27 号
平成 20 年 8 月 26 日

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長 殿

国土交通省都市・地域整備局公園緑地・景観課



「遊具の安全に関する規準 JPPA-S:2008」について

「都市公園における遊具の安全確保に関する指針(改訂版)」については、平成 20 年 8 月 26 日に国都公景第 20 号で各公園管理者あて通知し、併せて今後の都市公園の安全管理にあたって参考としていただきたい旨お願いしたところであります。

この度、社団法人日本公園施設業協会が「遊具の安全に関する規準 JPPA-S:2008」を策定したので貴職へお知らせします。

また、本件については各地方公共団体都市公園管理担当部局長あてにも通知(平成 20 年 8 月 26 日国都公景第 26 号公園緑地・景観課長通知)したことをお知らせします。